二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県栗東市観音寺字カケ山一、字トゴロス五三七の一（次の図に示す部分に限る。）、五三七の二、五三七の三、字一ノ瀬五六四の一（次の図に示す部分に限る。）、五六四の二、五六四の三、五六四の四から五六四の六まで（以上三筆国有林）、字一ノ谷三五三、字社谷七七、八七の一、八七の二（国有林）、八九、九三、字青渕六二五の一（次の図に示す部分に限る。）、六二五の二から六二五の七まで（以上六筆国有林）、字端ヶ谷二、字平谷四五九、四五九の一・四五九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四五九の三、四五九の四、四五九の八から四五九の二〇まで、四五九の三〇、四五九の三三から四五九の三五まで、字墨谷三六三の一、三六三の二（国有林）、三六三の三、三六三の四から三六三の六まで（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県米原市梓河内字岩屋谷二二一九の一、二二二〇の一、二二二一の一、二二二三、二二二四、二二二五の一、二二二六の一、二二二七の一、二二二八の一、二二二九から二二三五まで、字打町二二三六から二二五八まで、二二五九の一から二二五九の八まで、二二六〇から二二六五まで、二二七九から二二九六まで、字堀谷二二六六から二二七八まで、字廣畑二二九七から二三一四まで、字榎木洞二三一五から二三二二まで、二三二六から二三三八まで、二九七五、字柳谷二三三三から二三三五まで、字水谷二三三九・二三三九・二三三四・二三四四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二三五〇から二三五八まで、二三四〇から二三四二まで、二三四五、二三四六、二九七四、字釜ヶ洞二三四七・二三五一から二三五三まで・二三六四・二三六五・二三七〇・二三七一の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二三四八から二三五〇まで、二三五四から二三六三まで、二三六六から二三六九まで、二三七二の一、二三七三、二三七四の一、字カタクツ子二三八七の一・二三八八・二三八九・二三九三・二三九四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七五、二三七六の一、二三七七の一、二三七八の一、二三七九の一、二三八〇から二三八二まで、二三八五から二三八六まで、二三九〇から二三九二まで、字ノメリ岩二三九五の一・二三九六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字ハシリ坂二四五六から二四六一まで、二九七三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県米原市柏原字自現境三三七九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県米原市梓河内字黒谷五〇七、五一〇の一、五一一、五一三、五一五の一、五一六の一、五一七、五一七の一、五一七の二、五一八から五二二まで、五二六から五三五まで、五三七から五四七まで、五四九から五五七まで、五四九の一、五五〇の一、五五〇の二、五五一の一、五五四の一、五五四の二、五六〇、五六二から五六八まで、五七一の一から五七一の三まで、五七三の一、五七五の一、五八七、五九五、五九六、六〇〇、一三〇五から一三〇九まで、一三一二から一三一六まで、一三一九から一三二六まで、一三二八の一、一三二六の一、一三二六の二、一三二六の六、一三二六の七、一三二六の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県米原市清滝字小泉九〇七、九一三から九三一まで、九一六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）